調達要求番号:

陸上自衛隊仕様書					
物品番号 ————	仕様書番号				
燃料地下タンク点検及び埋設管点検	1				
	防衛大日	巨承認			_
	作	成	令和3年	6月2	1 日
	変	更	令和 年	月	日
	作成部隊等名		与那国沿岸監視隊		
			後方支援隊補整班		

1 総 則

1.1 摘要範囲

この仕様書は、陸上自衛隊与那国沿岸監視隊における、燃料地下タンク点検及び接続 する埋設管の点検について規定する。

2 タンクの種類及び容量

地下タンク貯蔵所、40KL 地下タンク貯蔵所、30KL

3 概 要

- 3.1 地下タンク貯蔵所航空燃料4基、軽油2基及び接続する埋設管の漏えい検査
- 3.2 点検時,燃料タンクの貯蔵予定数量

タンク 1 JetA-12 9 K L、タンク 2 JetA-12 8 K L、タンク 3 JetA-13 0 K L、タンク 4 JetA-13 0 K L、タンク 5 軽油1 9 K L、タンク 6 軽油2 7 K L

3.3 図面

別紙参照

4 一般事項

- 4.1 本役務は、本仕様書・設計図に準拠し実施するものとする。また本仕様書・設計図に明記ない事項であっても、役務完了に当然実施すべき事項は、請者の負担において実施する。
- 4.2 本作業において施設等破損,汚損した場合は速やかに監督官へ報告し、全て原型に復する。

- 4.3 工程及び搬入器材等の写真は工程毎にカメラ (カラー) 又はデジタルカメラで 撮影し、紙及びデータにて監督官に提出する。
- 4.4 作業及び検査時,油の流出及び漏洩に十分注意するとともに,予防の措置を行うものとする。
- 4.5 請負業者等関係者の駐屯地の出入り及び行動範囲については監督官の指示に従い、それ以外の区域に立ち入ってはならない。
- 4.6 請負業者は現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び災害防止に十分な注意を払わせる。災害等については自らその責に任ずるものとする。
- 4.7 本仕様書における寸法等は基準であり、事前に現地を確認し実施すること。なお 寸法等の相違による請負金額の増減はしない。

5 地下タンク及び埋設管点検に関する事項

- 5.1 点検については、消防法第14条3-2及び消防危第23号「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」等に基づき実施するものとし微加圧法を基準とする。
- 5.2 作業中に、不具合等が発見された場合には、監督官に報告し、監督官の承諾を得 た後実施する。

6 その他

6.1 本役務を実施するには、各内容に関する知識及び技能を有する事業者であること とする。

点検を実施する者は、「危険物の規制に関する規則」第62条の6に定める「知識及び技能を有する者」が行うものとする。

- 6.2 点検完了後、「定期点検実施結果報告書」を与那国沿岸監視隊長へ提出する。
- 6.3 本役務において消防法において必要とされる諸手続等は、請負者の負担において 実施するものとする。